

## 津山市における建設リサイクル法の届出について

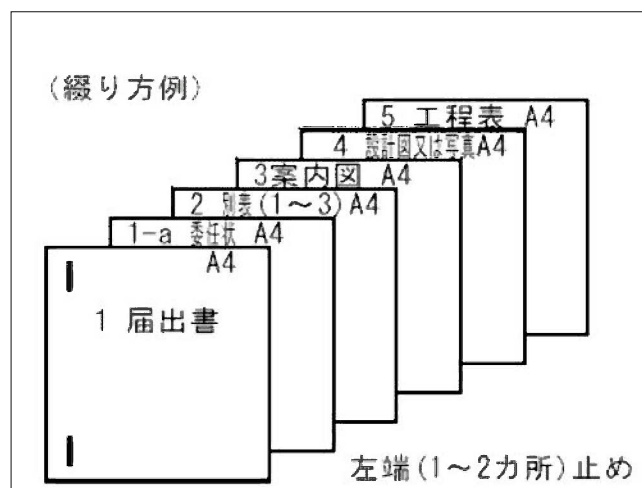
### 届 出

工事着手の7日前までに届けてください。

- ① 工事着手とは、仮設工事(仮囲い等)準備工事にかかる初日。
- ② 工事に着手できる日は、届出が受け付けられた日の翌日から7日目以降になります。

### 届出に必要な書類

- ① 「届出書」(様式第一号)
  - a 委任状(代理者をたてる場合には必要)
- ② 「分別解体等の計画等」  
(別表1,2,3のうち該当するもの)
- ③ 案内図  
住宅地図又は都市計画図
- ④ 添付図書  
設計図(立面図等)  
(解体工事で図面が無い場合は写真可)
- ⑤ 工程表



### 届出書提出

- ・ 提出窓口：津山市役所 都市建設部 建築住宅課 建築指導審査係
- ・ 形式審査：担当者が窓口で書類・簡易に記入漏れをチェックします。  
(届出書に不明な部分等があった場合1週間以内に訂正連絡する場合があります)

### 届出済証交付 (形式審査終了後)

- ・ 交付窓口：提出窓口
- ・ 交 付：様式第一号の複写及び届出済証(ステッカー)を交付します。

### 工 事 (届出済証を表示した後・工事着手)

- ・ 届出済証(ステッカー)の現場表示：「建設業の許可証」又は「解体工事業者登録票」の標識に貼付  
↓
- ・ 工事着手(分別解体が必要)  
↓
- ・ 工事完了

※ 問い合わせ先

津山市役所 都市建設部 都市計画課 建築指導審査係

TEL 0868-32-2099

FAX 0868-32-2155